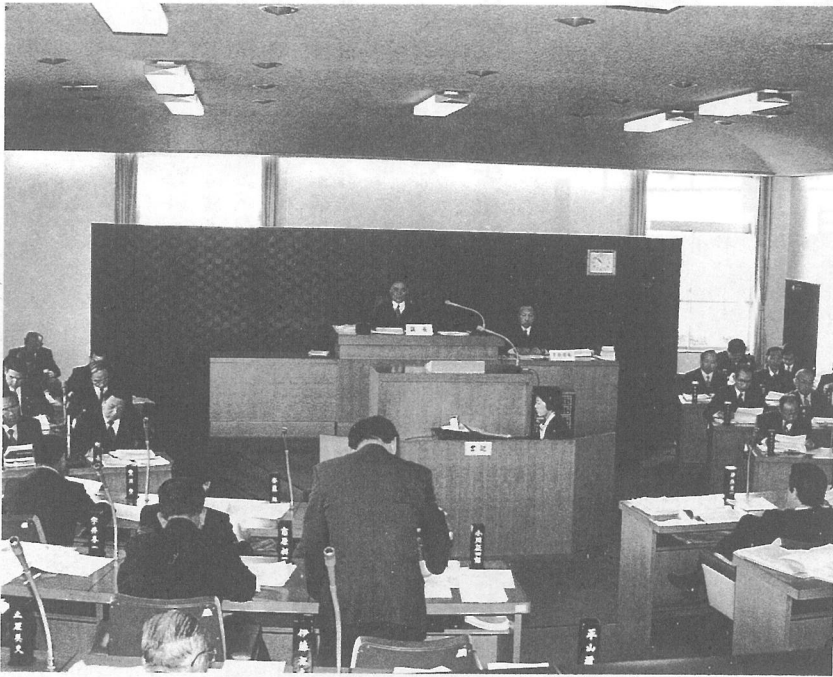


草刈り条例を制定

入院患者の食事代助成 (障害者や母子家庭などが対象)



3月議会

3月定例町議会が3月7日から17日までの11日間を会期として開かれました。
今議会では、条例の制定や一部改正、新年度予算など19議案が審議されましたが、いずれも原案のとおり可決されました。(一般質問については来月号に掲載します)

平成7年度予算49億9千万円

- ◆横芝町重度心身障害者の医療費助成に関する条例の一部改正
- ◆横芝町母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例の一部改正
健康保険法などの改正により、入院患者が負担することとなった食事代の一部を、障害者や母子家庭等については町で助成することになりました。
- ◆横芝町青年館・集会所の設置及び管理に関する条例の一部改正
取立集会所と坂田集会所が完成したので、既定の条例を整理しました。
- ◆横芝町国民健康保険条例の一部改正
葬祭費の支給額が5万円から7万円に引き上げられました。
- ◆横芝町あき地の雑草等の除去に関する条例の制定
あき地に繁茂する雑草等は、火災や犯罪の原因となることから、これまでは指導要綱に基づいて刈り取り等の指導を行ってききましたが、より一層の成果をあげるため新たに条例を定めました。
- ◆横芝町公園の設置及び管理に関する条例の制定
ふれあい坂田池公園及び栗山平和公園が完成したので、その設置を定めるとともに、効率的かつ適正に管理するため新たに条例を定めました。
- ◆横芝町テニスコート設置及び管理に関する条例の廃止
ふれあい坂田池公園内に、テニス施設が充実強化されることから、文化会館敷地内にあるテニスコートを不足している駐車場に整備することになりました。
- ◆横芝町行政組織条例の一部改正
ふれあい坂田池公園をはじめ、栗山平和公園、駅前広場等の施設を効率的に集中一括管理を行うため、新たに施設管理室が設置されることになりました。
- ◆横芝町運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正
施設管理室の設置に伴い、運動広場の管理を教育委員会部局から町長部局に移行しました。
- ◆職員勤務時間、休暇等に関する条例の制定
一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律が公布されたことに伴い、職員の勤務時間及び休暇等に関する規定を一本化するため、新たに条例を定めました。
- ◆一般職員の給与に関する条例の一部改正
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定に伴い、所要の